

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金が支給されます。

・**給付金の対象となる方** 以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方

(1)令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方

(2)公的年金(※1)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(※2)

(3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測できる方も対象となります。

・**給付額** 児童1人あたり一律5万円

・**給付を受ける手続き**

・令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方(上記(1)に該当する方)

申請は不要です。令和3年4月分の児童扶養手当を受給している口座にお振り込みします。

※4月26日に通知を発送しましたので、ご確認ください。

・それ以外の方(上記(2)(3)に該当する方)

申請方法、申請期間はHPにてお知らせしますので、ご確認ください。

詳細は埼玉県のHPに掲載されております。ご確認ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134

児童手当の概要・現況届の提出について

《児童手当の概要》

この制度は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。手当を受給するために、出生時や転入時には、必ず申請手続きをしてください。

支給対象 長瀬町に住民登録があり、中学校3年生までの児童(15歳になった後の最初の3月31日まで)を養育している保護者が対象です(原則児童の両親のうち所得の高い方が申請者となります)。

※公務員は、所属官公庁へ申請、受給となります。

手当月額

・0～3歳未満	15,000円
・3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
・中学生	10,000円
・特例給付(所得制限額以上の世帯)	一律5,000円

※支払時期…6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)

《児童手当の現況届の提出について》

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届の提出が必要になります。現況届は、6月1日現在の児童の養育状況や受給者の所得状況等を確認し、6月分以降の支給を決定する大切なものです。現況届の提出がない場合、6月分以降の**手当の支払が差し止めとなりますので、必ず提出してください。**

手続き方法 手当を受けている方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。

提出期限 令和3年6月30日(水)

現況届に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し(※受給者が、厚生年金等の加入者である場合)
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。(監護・生計同一申立書等)

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134